#### ○益田市教育委員会後援及び共催名義事務取扱要綱

平成25年6月27日 益田市教育委員会告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)以外の 団体が主催する文化、学術、芸術、スポーツ、社会教育等の教育に資する事業 について、教育委員会が後援又は共催を行う場合の基準、手続等について必要 な事項を定めるものとする。

(後援及び共催の区分)

- 第2条 教育委員会が行う後援又は共催は、次の区分によるものとする。
  - (1) 後援とは、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
  - (2) 共催とは、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の 意を表して名義の使用を承認するとともに、主催者の一員として当該事業の 企画又は実施に参画することをいう。

(承諾の基準)

- 第3条 前条の後援又は共催は、次の各号のいずれにも該当する場合に承諾するものとする。
  - (1) 益田市の教育行政の推進上有益と認められるものであること。
  - (2) 事業の内容が明確であること。
  - (3) 開催の日程が明確であること。
  - (4) 広く一般市民を対象とした事業で、原則として開催地が益田市内であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は益田市を広く知らしめることが期待できる事業である場合はこの限りでない。
  - (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
  - (6) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、その金額が社会 通念上適正かつ低廉であり、事業の参加者に対して過重の負担を負わせない 程度のものであること。
- 2 前項の規定に関わらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、 後援又は共催の承諾は行わないものとする。
  - (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
  - (3) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
  - (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
  - (5) 実施計画等が完全でなく、実施の確実性が疑わしいもの
  - (6) 教育委員会の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの
  - (7) その他後援又は共催を行うことが不適当と認められるもの (後援及び共催の実施)

第4条 教育委員会の後援又は共催は、原則として当該事業での名義使用に限る ものとし、物的及び財政的援助は行わないものとする。

(申請手続)

- 第5条 教育委員会の後援又は共催の承諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施日の概ね10日前までに後援又は共催名義使用承諾申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。(審査び承諾の決定)
- 第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承諾する場合は、後援又は共催名義使用承諾通知書(様式第2号)により、承諾しない場合は、後援又は共催名義使用不承諾通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の承諾に際しては、必要に応じ指示又は条件を付することができるものとする。

(事業計画の変更)

第7条 申請者は、前条による承諾を得た事業に計画変更があったとき又は当該 事業を中止するときは、事業計画変更届(様式第4号)に関係書類を添えて、 教育長に提出しなければならない。

(承諾の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、第6条による承諾後において、実施される事業が次の各 号のいずれかに該当することが明らかになったときは、後援又は共催の承諾を 取消すとともに、後援又は共催名義使用承諾取消通知書(様式第5号)により 申請者に通知するものとする。
  - (1) 第3条第2項の規定に該当することが明らかになったとき。
  - (2) 第5条の申請内容に虚偽の事項があることが明らかになったとき。
  - (3) 第6条第2項により付した指示又は条件に従わなかったとき。
  - (4) その他承諾を取り消すことが適当と判断されるとき。
- 2 前項の規定は、前条による事業計画変更の届け出後において前項各号のいず れかに該当することとなった場合について準用する。

(実績報告)

- 第9条 教育長は、必要があると認めるときは、後援又は共催を承諾した事業について、実績報告書(様式第6号)の提出を求めることができるものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成25年6月27日から施行し、同日以後に申請された後援又は共催について適用する。

### 後援又は共催名義使用承諾申請書

年 月 日

益田市教育委員会 教育長 様

申請者【主催者が複数の場合は、代表が申請してください。】

1 1111 1							
主	住所又は	(〒	_	)			
	所在地						
催者	団体名						
111	代表者氏名				印		
担当者	住所又は	(〒	_	)			
	所在地						
	氏 名						
	電話番号						

※【担当者欄は、申請に関係する連絡先及び書類等送付先としてください。】

下記の事業について、教育委員会名義の使用を承諾されますよう申請します。

記

1	後援・共催の別	益田市教育委員会の名義使用	□共催 )	
1	(□を■する)	無当日本の主要を表示している。	1 ( 口饭饭	
2	事業の名称			
3	事業の趣旨・目的			
3	(別添可)			
4	期日			
5	会場		対象人数	人
6	他の後援・共催先	後援:		
6	(申請中は ( ) 書き)	共催:		
7	過去の後援及び			
(	共催の実績			
		□無 □有 (金額:	円)	
8	料金等の有無	「有」の場合:徴収の目的		
0	(□を■する)	a 入場料 b 参加料 c 物品販売	(	)
		d その他 (		)
		□開催要領又は実施要項等の事業内容	が詳細にわかる	5もの(必須)
9	添付書類	□収支予算書 □募集案内 □過去の	活動状況の資料	∤等
9	(添付の場合□を■する)	□施設利用許可証の写し □その他		
		(	)	

## 後援又は共催名義使用承諾通知書

益教総第 号

年 月 日

様

益田市教育委員会 教育長

印

年 月 日付けで申請のあった教育委員会名義の使用については、下記の とおり承諾しますので通知します。

記

1 承諾する種別及び名義の名称

種別:□後援 □共催

名称:益田市教育委員会

2 事業の概要

事業名:

期 日:

場 所:

- 3 承諾の条件
- 4 その他

### 後援又は共催名義使用不承諾通知書

益教総第		号
年	月	日

様

益田市教育委員会 教育長

平成 年 月 日付けで申請のあった教育委員会名義の使用については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

1 申請のあった種別及び名義の名称

種別:□後援、□共催

名称:益田市教育委員会

2 不承諾理由

### 事業計画変更届

年 月 日

益田市教育委員会 教育長 様

報告者【主催者が複数の場合は、代表が報告してください。】

11/11				IN II O C C T	- ° -	
	住所又は	(〒	_	)		
主	所在地					
催	団体名					
者	代表者氏名					印
担当者	住所又は	(〒	_	)		
	所在地					
	氏 名					
	電話番号					

※【担当者欄は、報告に関係する連絡先としてください。】

年 月 日付け益教総第 号で益田市教育委員会の後援又は共催名義使用承諾を受けた事業について計画変更が生じたため、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業の名称	
2	変更の内容	

### 後援又は共催名義使用承諾取消通知書

益教総第	号

年 月 日

様

益田市教育委員会 教育長

印

年 月 日付け益教総第 号で承諾した教育委員会名義の使用について、下記の理由により承諾を取り消しましたので通知します。

記

1 承諾を取り消す種別及び名義の名称

種別:□後援、□共催

名称:益田市教育委員会

2 承諾取消理由

#### 事業実績報告書

年 月 日

益田市教育委員会 教育長 様

# 報告者【主催者が複数の場合は、代表が報告してください。】

	住所又は	(〒	_	)	
主	所在地				
催	団体名				
者	代表者氏名				印
担当者	住所又は	(〒	_	)	
	所在地				
	氏 名				
	電話番号				

※【担当者欄は、報告に関係する連絡先としてください。】

年 月 日付け益教総第 号で益田市教育委員会の後援又は共催名義使用承諾を受けた事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1	事業の名称		_			
2	実施期日					
3	参加者数	人		参加人数	人	
4	事業の成果 (別添可)					
5	他の後援・共催先	後援: 共催:				
6	添付書類 (添付の場合□を■する)	□収支決算書 □その他				